

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会追加議案目次

報告第15号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資 金不足比率の報告について	…… 1
議案第89号	平成29年度廿日市市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について	…… 3

報告第 15 号

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり平成 29 年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付け
て報告する。

平成 30 年 9 月 28 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

議案第 89 号

平成 29 年度 廿日市市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 29 年度 廿日市市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、市議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 28 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1	当年度末未処分利益剰余金	2, 0 6 7, 8 3 2, 0 9 5 円
2	処分する額	
	資本金への組入れ	5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3	翌年度繰越利益剰余金	1, 5 6 7, 8 3 2, 0 9 5 円

(提案理由)

建設改良事業の財源として、建設改良積立金を使用し、未処分利益剰余金へ振り替えた金額を資本金に組み入れるため、平成２９年度廿日市市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、市議会の議決を求めるものである。

